

随意契約結果（業務委託）

様式13

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	W T O
1	令和5年度天下茶屋駅前 まちづくり検討調査業務委 託	13-17：各種施策 研究・調査	日本工営都市空間株式会 社 大阪支店	4,752,000円	令和5年8月16日	地方自治法施行令 167条の2 第1項第2号	G5	-
2	令和5年度英語コミュニ ケーション事業業務委託	13-26：その他	福岡 拓磨	1,667,190円	令和5年8月23日	地方自治法施行令 167条の2 第1項第2号	G5	-

随意契約理由書

1 事業名称

令和5年度天下茶屋駅前まちづくり検討調査業務委託

2 契約相手方

日本工営都市空間株式会社 大阪支店
支店長 原田 和樹

3 随意契約理由

本業務については、天下茶屋駅前の大規模な市有地の有効活用を行うにあたり、詳細な分析や調査を行う必要があるものであり、委託業者の選定にあたっては、まちづくり等に知見のある事業者が持つ経験、ノウハウに基づいた企画を公募することで、より実態に即した事業の効果が得られるものと期待され企画競争（プロポーザル方式）を採用した。

令和5年8月1日に実施した、令和5年度天下茶屋駅前まちづくり検討調査業務委託事業者選定会議の結果、上記事業者を委託候補事業者と決定したため、地方自治施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該事業者と特名随意契約を行う。

4 担当部署

西成区役所 総合企画課 （電話番号 06-6659-9684）

随意契約理由書

1 案件名称
令和5年度英語コミュニケーション事業業務委託

2 契約相手方
福岡 拓磨

3 特名随意契約理由

本事業は、西成区在学の小学生及び中学生を対象に、ネイティブスピーカーが行う授業を通じて、自国と他国の文化を理解しながら、英語表現をグループレッスン形式で楽しく学び、英語への苦手意識の軽減や、自己の意思を表現できることへの達成感を得ることで、積極的に英語を学習する動機付けとなることを目的としている。国際社会で必要とされるコミュニケーション能力を身につけるには、多くの分野で国際共通語として用いられている英語で「読む」「書く」「聞く」「話す」能力に加え、自己を認識しながら、他者を理解する力が必要となります。これらの目的を達成するためには、英語指導に関する専門的な知識や経験を活用することが必要なことから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受ける事が望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、福岡琢磨氏が契約相手方として適当であるとのことであったため、その意見を踏まえ、福岡拓磨氏と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 担当部署
西成区役所 保健福祉課（子育て支援）
（電話番号 06-6659-9824）